

明石公園パークマネジメント導入アドバイザー業務 公募型プロポーザル募集要項

1 趣旨

兵庫県（以下「県」という。）において、県立明石公園のさらなる魅力の向上を図るため、収益施設の整備や公園の維持管理について民間の優れたノウハウと投資を呼び込む新たなパークマネジメントの導入を計画している。そのため、県では2月にサウンディング調査を実施し、その結果を踏まえ、長期指定管理とP-PFI制度、設置管理許可制度による収益事業設置、民間整備施設の寄附譲渡・行為許可によるイベントの実施を組み合わせた民間活用の事業スキームを想定している。

「明石公園パークマネジメント導入アドバイザー業務」（以下「本業務」という。）は、この導入にあたり、公募対象の情報整理、提案条件の検討、公募資料作成、選定委員会運営、基本協定等締結等を支援することを目的とする。

2 応募資格

本業務の受注者を選定するための公募型プロポーザル（以下「プロポーザル」という。）に応募することができる者は、次の全ての要件を満たす者であること。

(1) 単体の法人、その他の団体、又は企業グループのいずれかであって、業務を適切に遂行できる能力を有すること。

なお、企業グループでの応募の場合、グループを構成する法人は2者とする。

(2) 企業グループによる応募を行う場合、次の条件を全て満たすこと。

ア 代表となる法人を定めるとともに、構成員となる法人は連帯して責任を負うこと。

イ 代表となる法人及び構成員となる法人が、同時に、本提案協議の他の応募者及び応募グループの一員とならないこと。

ウ 代表となる法人及び構成員となる法人の変更を行わないこと。

(3) 単体の法人（企業グループにあってはその代表となる法人）が、財務規則（昭和39年兵庫県規則第31号）第81条の3に定める兵庫県の入札参加資格者名簿「測量・建設コンサルタント等業務」に登録されている者であること。

(4) 単体の法人（企業グループにあってはその代表となる法人）が、兵庫県内に本店、支店又は営業所を有すること。

(5) 単体の法人（企業グループにあってはその代表となる法人）が、平成23年度以降に公園に係るPPP/PFI導入支援業務の元請として実績を有する者であること。

(6) 単体の法人（企業グループにあってはその代表となる法人）が、管理技術者を配置できること。管理技術者は以下のいずれかの資格等を有し、都市及び地方計画、もしくは造園を専門とする者に限る。

（技術士総合技術監理部門、技術士建設部門、RCCM、博士、土木学会認定、特別上級、上級または一級土木技術者、国土交通大臣認定者）

(7) 提案内容の実現のために、法令等の規定により官公署の免許、許可、認可、指定等を

受ける必要がある場合には、当該免許、許可、認可、指定等を受けていること。

(8) 業務の実施に当たり、事務局との打合せ等に適切に対応することを誓約できること。

(9) 単体の法人、企業グループの代表となる法人及び構成員となる法人が、次のいずれかに該当しないこと。

ア 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に基づく県の入札参加資格制限基準による入札参加の資格制限（以下「入札参加資格制限」という。）に該当する者

イ 県の指名停止基準に基づく指名停止（以下「指名停止」という。）を受けている者

ウ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立て（旧会社更生法（昭和 27 年法律第 172 号）に基づくものを含む。）又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立て（以下「会社更生法に基づく更生手続開始の申立て等」という。）がなされている者

エ 県が賦課徴収する全ての県税、消費税又は地方消費税を滞納している者

オ 宗教活動又は政治活動を主たる目的とする団体

カ 暴力団又は暴力団若しくは暴力団員の統制の下にある者

キ 業務に従事する労働者の適正な労働条件を確保しない者

3 業務内容

別紙「明石公園パークマネジメント導入アドバイザー業務 仕様書」（以下「仕様書」という）のとおり

4 提案募集の内容

仕様書の「4-3. 公募内容の検討」における具体的な実施手法の提案。

特に、新たなパークマネジメント導入に向けて、サウンディング調査結果や上位計画、公園課題等から実現可能性の高い事業手法を設定し、公募条件を決定するまでのプロセスの提案を求める。

5 提案上限金額

金 19,900,000 円以内（消費税及び地方消費税を含む。）

6 企画提案に係る手続

(1) 募集期間

令和 4 年 3 月 3 日（木）から同年 3 月 23 日（水）午後 5 時まで

(2) 募集要項の配布及び応募図書の提出

ア 配布方法

事務局における配布の他、兵庫県ホームページに掲載する。

イ 提出方法

原則として事務局に持参して提出すること。受付は午前 9 時から午後 5 時まで（正

午から午後1時までを除く。)とし、土日祝日は除く。

郵送による場合には、あらかじめ電話等により事務局に連絡したうえで、書留郵便など配達記録が残る方法により、期間内に事務局に必着するよう提出すること。

(3) 募集要項の内容に関する質問及び回答

ア 受付期間

令和4年3月3日(木)から同年3月10日(木)までの各日午前9時から午後5時まで

イ 提出方法

持参、FAX、電子メールにより事務局に提出すること。

FAX・電子メールの場合は電話で受信確認をすること。

ウ 質問に対する回答

令和4年3月15日(火)までに事務局において閲覧に付す。

なお、確認に時間を要する質問等については、期限までに回答できないこともある。その場合は期限までに回答できない旨を閲覧に付す。

(4) 提出書類

この募集要項のほか、業務仕様書等の関連資料に基づき以下の書類(以下「応募図書」という。)を作成の上、各8部(アは正本1部、副本7部)を提出すること。

ア 応募申請書【様式第1号】

イ 応募者概要【様式第2-1号】、【様式第2-2(企業グループ応募の場合のみ)】

ウ 企業グループ協定書兼委任状(企業グループ応募の場合のみ)【様式第3号】

エ 管理技術者略歴書【様式第4号】、資格を証明するものの写し、業務実績を証明するもの(テクリス登録内容確認書、契約書等)の写し

オ 企画提案書【様式任意】

カ 工程表【様式第5号】

キ 業務実績【様式任意】

ク 経費積算見積書【様式第6号】

ケ 誓約書【様式第7-1号】、【様式第7-2号】

コ 添付書類

(ア) 会社概要等応募者の概要を説明する書類(会社パンフレット等)

定款又は寄附行為

(法人格を有していない場合は規約等これに類する書類)

商業登記簿謄本(原本又はコピー、発行後3ヶ月内のもの)

前年度(直近決算期)及び前々年度の決算書類

(損益計算書、貸借対照表)

(イ) 県が賦課徴収する全ての県税に滞納がないことを証する書類

(兵庫県内の県税事務所が発行する「納税証明書(3)」)

※提出の日において発行後3ヶ月以内のもの

※県での課税実績はない場合は誓約書【様式第8号】

(5) 留意事項

ア 応募する案は各者1提案に限る

- イ 応募図書は、通し番号を付すこと
- ウ 提出期限後の応募図書の訂正、追加及び再提出は認めない
- エ 応募図書の制作及び提出に要する経費、ヒアリングの出席に要する経費は、応募者の負担とする
- オ 応募図書の著作権は、応募者に帰属する
- カ 応募図書は審査のためにのみ使用し、応募者には返却しない
- キ 仕様書の【県提供資料】については、事務局にて閲覧可能とする
- ク プロポーザルや業務上で知り得た情報を他に漏らし、又は自己の利益のために利用することは認めない

7 審査

(1) 審査の方法

選定委員会を設置し、以下の項目について審査の上、本業務を委託する者を選定する。なお、選定委員会において審査を行う提案は、事務局において事前審査を行い選定する。

また、必要に応じて、応募者に対して応募図書の内容の確認、追加書類の提出の依頼、ヒアリング等を行うことがある。

ヒアリング等を行う場合は、別途、日時、場所などを指定する。

評価項目			配点	
評価項目	評価の視点			
業務体制（40点）				
業務実績	企業	①実績件数（過去5年以内の実績）	10	20
	管理技術者	②実績の業務内容	10	
実施体制	適切な業務実施体制 （担当技術者の配置・人数、支援体制等）		20	20
業務内容（60点）				
業務工程	迅速で適切な工程の設定ができているか		10	40
提案内容 「テーマ：新たなパークマネジメント導入に向けて、サウンディング調査結果や上位計画、公園課題等から実現可能性の高い事業手法を設定し、公募条件を決定するまでのプロセスの提案」	自社の強みやノウハウを生かした内容になっているか		10	
	調査・分析手法が必要かつ十分な内容で、実現性・実効性があるか		20	
業務委託費	①コストの縮減性 ②業務実現に向けた妥当性		20	20
合計			100	

(2) 審査の結果の連絡

審査の結果は、事務局から応募者全員に文書で通知する。

8 採択の取消し

提出した書類に虚偽の内容が記載されていたことが発覚した場合は、採択を取り消す。

9 業務の内容等

- (1) 事務局は、業務を委託するものとして選定された者（以下「選定業務者」という。）と本業務の実施方法等その内容について協議、調整を行う。この協議、調整において、事務局と選定業務者の双方で確認の上、本業務の内容を修正又は変更することがある。
- (2) 契約条項は後日提示する。
- (3) 契約締結は審査結果通知後速やかに行うものとし、契約締結後は速やかに契約書及び仕様書に従って本業務を実施する。
なお、契約締結にあたっては、事前に委託契約額の10%以上の契約保証金を契約担当者に納めるか、保険会社との履行保証保険契約を締結すること。
- (4) 選定業務者が契約書に記載する条項に違反したときは、契約担当者は当該契約の全部又は一部を解除、代金の支払を停止、並びに選定業務者に対して支払った委託料の全部又は一部の返還を求めることがある。
また、契約を解除した場合は、損害賠償又は違約金を求めることがある。
- (5) 選定業務者は、実績報告書の記載内容が確認できる書類（会計関係帳簿、労働関係帳簿、業務日誌等）を本業務終了後5年間保存すること。

10 事務局

兵庫県県土整備部まちづくり局公園緑地課

〒650-8567 兵庫県神戸市中央区下山手通5-10-1

電話 078-362-9309

FAX 078-362-4454

電子メール kouenryokuchika@pref.hyogo.lg.jp